

マニフェストを提案する弘前市民の会

設立趣意書

相馬村、岩木町、弘前市の新設合併により、相馬村と岩木町の豊かな自然と、弘前の歴史と文化とが一体となった新しいまちが誕生しようとしています。合併は新たなまちづくりのスタートであり、これまで積み重ねたホコリを取り除く大掃除の機会でもあります。

これまでの弘前市政は、住民への情報開示や説明責任のあり方、住民参加のしくみが明らかに不十分でした。今回の合併問題でもそうであったように、重要な政策上の意思決定の場において、住民は常に傍観するしかありませんでした。

合併スケジュールが一方的に進む中、もはや私たちは傍観者のままではいられません。合併地域住民こそが責任ある主人公になるために、私たちは相馬村、岩木町、弘前市の方々を中心に、新しく誕生する弘前市に熱い思いを持つ人々のご参加のもと、「マニフェストを提案する弘前市民の会」を作りました。

会の発足により、私たちは新設合併に伴い実施される市長選挙に対応するため、市民提案によるマニフェストの作成と、その実現に共に取り組む市長候補の擁立を目指して活動いたします。

本会への合併地域住民の皆様のご賛同とご参加を賜りますよう、お願いいたします。

平成 17 年 2 月 1 日
マニフェストを提案する弘前市民の会 代表 上田 勝

マニフェストを提案する弘前市民の会 事務局

〒036-8064 青森県弘前市東城北 1-2-22

TEL 0172-35-6039

FAX 0172-34-1239

URL: <http://hirosaki.thinkstaff.com/>

E-mail: hirosakiforum@thinkstaff.com

「マニフェストを提案する弘前市民の会」会則

(名称)

第1条 この会は「マニフェストを提案する弘前市民の会」(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、相馬村、岩木町、弘前市の新設合併により誕生する新たな弘前市において、市民が主人公となる市政の実現のため、市民による市政政策の提案およびその実現に携わる市長候補の擁立を目指す。

(活動内容)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行なう。

- (1) 市民提案マニフェストの作成
- (2) 市長候補の擁立方法の検討
- (3) 研究会、研修会、市民講座、市民会議等の開催
- (4) 広報、宣伝活動
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(本会の構成)

第4条 本会は、合併地域住民のほか、会の目的および活動に賛同する者は誰でも入会の資格を得、本会の活動に参加することができる。

(全体会議)

第5条 全体会議は、本会会員により構成され、代表が事務局の議を経て招集し、次の事項を行う。

- (1) 本会の活動計画及び予算・決算の承認
- (2) 役員を選出及び会則の改正
- (3) その他事務局において必要と認められた事項

(役員)

第7条 本会の運営にあたるため、次の役員を置く

- (1) 全体会議において本会会員より事務局員10名以内、会計監査2名を選出し、事務局員は事務局を構成して会の運営にあたる。
- (3) 事務局は、代表1名、副代表若干名、会計1名を互選し、代表は本会を代表し、副代表は代表が欠けたときは本会を代表する。
- (5) 本会に顧問を若干名置くことができる。顧問は代表が委嘱し、会の運営について諮問する。

(会計)

第8条 本会の会計年度は、4月から翌年の3月までとし、会費、寄付金その他をもってこれに充てる。

(会費)

第9条 本会の会費は次の通りとする。

- 2 会費は年間1千円とする。

(事務局)

第10条 本会の事務局は、青森県弘前市東城北1丁目2番地22に置く。

(付則) 本会則は平成17年2月1日より施行される